

## 丹波市地域スポーツ振興補助金 手続きの流れ

まちづくり部 文化・スポーツ課

行政手続きに関する押印等の見直しの実施に伴い、令和3年7月1日から「丹波市地域スポーツ振興補助金交付について」申請関係書類の様式を変更（押印省略）いたしています。

なお、様式変更をいたしておりますが、電子メールがない場合は、記名押印によって提出して下さい。

地域スポーツの普及や振興に関する事業を展開し、地域住民の健康増進、体力の維持向上を図る団体（体育振興会等）に対して、丹波市地域スポーツ振興補助金交付要綱に基づき、補助金を交付いたします。

申請から精算に至るまでの流れを以下のとおりお示いたしますので、適正な申請手続きにつきましてご配慮いただきますよう宜しくお願いいたします。

### 【1】交付申請

以下の書類を提出していただきます。

交付申請日以前の事業は補助対象となりませんので、必ず事業着手日までに提出してください。

また、補助金額は1,000円未満の端数を切り捨てた金額となりますのでご注意ください。

- 提出書類
- (1) 丹波市地域スポーツ振興補助金交付申請書（様式第1号）
  - (2) 事業実施計画書（別紙1）
  - (3) 事業収支予算書（別紙2）
  - (4) 団体規約（任意）

### 【2】補助金交付決定（文化・スポーツ課より通知いたします。）

○内容審査 【1】の内容を審査いたします。審査後、丹波市地域スポーツ振興補助金交付決定通知書（様式第2号）にて通知いたします。

審査の結果、交付できない場合は、丹波市地域スポーツ振興補助金不交付決定通知書（様式第2号の2）にて通知いたします。

### 【3】変更（中止）交付申請が必要な場合 ※必要ない場合は【5】へ

事業実施計画の変更（中止）をされる場合については、以下の書類を提出していただきます。

- 提出書類
- (1) 丹波市地域スポーツ振興補助金変更（中止）交付申請書（様式第3号）
  - (2) 丹波市地域スポーツ振興補助金事業変更計画書（様式第4号）
  - (3) 変更収支予算書（様式第5号）

※全事業を中止される場合は、（1）のみ提出してください。

#### 【4】補助金変更交付決定（文化・スポーツ課より通知いたします。）

- 内容審査 【3】の内容を審査いたします。審査後、丹波市地域スポーツ振興補助金変更交付決定通知書（様式第6号）にて通知いたします。
- 審査の結果、変更内容が補助対象に該当しないと判断した場合は、丹波市地域スポーツ振興補助金不交付決定通知書（様式第2号の2）にて通知いたします。

#### 【5】補助金の請求（概算払いを希望される場合）※精算払いを希望される場合は【7】へ

丹波市地域スポーツ振興補助金交付決定通知書（様式第2号）又は丹波市地域スポーツ振興補助金変更交付決定通知書（様式第6号）が届いた後、概算払いを希望される場合は請求書を提出いただきます。（実績報告に伴う精算払いのみを希望される場合は不要です。）

- 提出書類
- （1）丹波市地域スポーツ振興補助金(概算払)請求書（様式第7号）
  - （2）丹波市地域スポーツ振興補助金交付決定通知書（様式第2号）又は丹波市地域スポーツ振興補助金変更交付決定通知書（様式第6号）の写し

#### 【6】概算払（文化・スポーツ課にて支払手続きを行います。）

【5】の概算払い請求があった団体に補助金を支払います。

#### 【7】事業実施

事業実施計画に基づき事業を実施していただきます。

※事業で作成された参加者募集チラシや冊子等の保管をお願いいたします。

事業完了後に提出いただく実績報告書の添付書類となります（【8】参照）。

※写真による活動記録をお願いいたします。

事業完了後に提出いただく実績報告書の添付書類となります（【8】参照）。

#### 【8】事業実績報告

事業完了後 30 日以内又は当該年度の末日（3月31日）のいずれか早い日までに以下の書類を提出していただきます。

- 提出書類
- （1）事業実績報告書（様式第8号）
  - （2）事業収支精算書（別紙3）
  - （3）事業関係写真（別紙4）
  - （4）事業関係印刷物
  - （5）領収書（原本※、写し）

※令和2年度より領収書の原本確認が必要となりました。

### 【9】補助金額の確定（文化・スポーツ課より通知いたします。）

【8】の内容確認後、丹波市地域スポーツ振興補助金確定通知書（様式第9号）にて確定した補助金額を通知いたします。

※確定した補助金額が交付決定額（【2】、【4】を参照）と同額である場合は通知を行いません。

※概算払い（【5】、【6】を参照）済の金額と確定した金額が同額の場合は【10】の請求をする必要はありませんので、以上で本年度の手続きは完了となります。

※概算払い（【5】、【6】を参照）済の金額が確定した補助金額を上回っている場合は、

差額分を戻入していただくこととなるため、別途戻入書を送付いたします。

各支所及び戻入書に記載の金融機関にて速やかに手続きをお願いいたします。

戻入手続きが完了すると同時に、本年度の補助金の手続きも完了となります。

### 【10】補助金請求

丹波市地域スポーツ振興補助金確定通知書（様式第9号）が届いた後、請求書を提出していただきます。

○提出書類 丹波市地域スポーツ振興補助金請求書（様式第10号）

※概算払い（【5】、【6】を参照）済の金額と確定した補助金額が同額の場合は請求する必要はありません。

### 【11】精算（文化・スポーツ課にて支払手続きを行います。）

【10】の請求があった団体に補助金を支払います。

以上で本年度の手続きは完了となります。